

針刺し後のHIV感染予防薬供給要領

1 目的

県は、医療機関等で針刺し事故が発生した場合のHIV感染防止を図るため、「針刺し後のHIV感染防止体制の整備について」（平成11年8月30日付け健医疾発第90号、医薬安第105号）で必要とされるエイズ予防薬（以下「予防薬」という。）を購入、備蓄することにより、医療機関等からの予防薬の供給依頼に対して、速やかに対応することを目的とする。

2 供給予防薬の名称及び数量

- (1) ツルバダ（FTC/TDF） 1瓶（30日分）
- (2) アイセントレス（RAL） 1瓶（30日分）

3 備蓄先

宮城県医薬品卸組合

※備蓄場所は別に定める。

4 供給方法

- (1) 県は、予防薬を購入したときには、速やかに備蓄先に保管を依頼するものとする。
- (2) 医療機関が予防薬の供給を受けようとするときは、別紙様式1により予防薬供給願を備蓄先に提出するものとする。
- (3) 備蓄先は、医療機関から供給依頼があったときは、速やかに医療機関に予防薬を供給するものとする。
- (4) 備蓄先は、予防薬を供給したときは、医療機関から別紙様式2により予防薬受領書を徴するとともに、別紙様式3により予防薬供給報告書を県に提出するものとする。
- (5) 県は備蓄先から供給報告を受けたときは、医療機関に対し納入通知書を送付し、予防薬の代金を徴するものとする。
- (6) 県及び備蓄先は、予防薬に係る帳簿を備え、次の事項を記載するものとする。
 - ① 品名（製造番号、使用期限を含む。）
 - ② 受入年月日及び数量
 - ③ 供給年月日、供給先及び数量（供給した場合）
- (7) 有効期限が切れた予防薬は、県と備蓄先で協議の上廃棄するものとする。

5 供給価格

- (1) 供給価格は、薬価基準によるものとする。なお、予防薬の輸送に要した実費は、医療機関の負担とすることができるものとする。
- (2) 医療機関は、県が発行する納入通知書により、期限までに予防薬の代金を納入するものとする。

6 その他

この要領に定めのないものは、その都度、県と宮城県医薬品卸組合が協議して定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成25年4月5日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

別紙様式第1号

予 防 薬 供 給 願

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿
(宮城県医薬品卸組合 理事長 殿)

住 所

氏 名

下記のとおり必要なので供給願います。

記

1 医療機関の所在地及び名称
(1) 所在地

(2) 名称

2 必要とする予防薬

品名	容量単位	数量	備考
☐ ツルバダ (FTC/TDF)	30錠 (30日分)	1 瓶	
☐ アイセントレス (RAL)	60錠 (30日分)	1 瓶	

※必要とする予防薬にチェック

予 防 薬 受 領 書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿
(宮城県医薬品卸組合 理事長 殿)

住 所

氏 名

平成 年 月 日に下記のとおり予防薬を受領しました。

記

品名	供給数量	製造番号	備考
□ツルバダ (FTC/TDF)	1 瓶		
□アイセントレス (RAL)	1 瓶		

※受領した予防薬にチェック

予 防 薬 供 給 報 告 書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

(備蓄先)
住 所

氏 名

下記のとおり予防薬を供給しましたので、報告します。

記

1 供給先医療機関等について

(1) 供給年月日

(2) 住所

(3) 氏名

(4) 医療機関名

2 供給予防薬について

品名	供給数量	製造番号	備考
ツルバダ (FTC/TDF)	1 瓶		
アイセントレス (RAL)	1 瓶		